

男女共同参画おうみはちまん2030プラン-男女共同参画近江八幡市行動計画-に係る 意見公募手続（パブリックコメント）実施要領

1. 実施内容

平成24年度から令和2年度までの9年計画として策定した「男女共同参画おうみはちまん2020プラン-男女共同参画近江八幡市行動計画-」の計画期間の満了に伴い、これまでの取組の課題や社会構造の変化などを踏まえ、新たに「男女共同参画おうみはちまん2030プラン-男女共同参画近江八幡市行動計画-（素案）」を作成しました。

つきましては、「男女共同参画おうみはちまん2030プラン-男女共同参画近江八幡市行動計画-（素案）」に対する、市民の皆様のご意見を下記の要領で募集いたします。

2. 公表する資料

「男女共同参画おうみはちまん2030プラン-男女共同参画近江八幡市行動計画-（素案）」

3. 資料の公表場所

- ① 市ホームページ
- ② 市役所 情報公開コーナー（近江八幡市役所本庁舎1階）
- ③ 総合支所 情報公開コーナー（安土町総合支所1階）
- ④ 人権・市民生活課（近江八幡市役所本庁舎2階）

※情報公開コーナー及び人権・市民生活課では、拡大版の資料もご用意しています。

4. 意見の募集期間

令和3年2月1日（月）～令和3年2月22日（月）《必着》

5. 意見の提出方法及び提出先

- ① 郵送 〒523-8501

滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

近江八幡市 市民部 人権・市民生活課

- ② ファックス 0748-36-5553
- ③ 電子メール 011402@city.omihachiman.lg.jp

- ④ 持参（近江八幡市役所本庁舎2階 人権・市民生活課）

※上記「3. 資料の公表場所」（人権・市民生活課を除く）では提出いただけません。

6. 募集対象

- ① 近江八幡市内に住所を有する方、通勤する方、通学する方
- ② 近江八幡市内に事務所または事業所を有する個人、法人及びその他の団体

7. 留意事項

ご意見をいただく様式は特に定めていませんが、次の事項を必ず明記してください。

なお、個人情報について公表することはありません。

- ① 件名「男女共同参画おうみはちまん2030プラン（素案）への意見」
 - ② 住所（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名）、名前、電話番号、意見内容を明記ください。
 - ③ ご意見は、日本語で提出してください。
 - ④ 電話や口頭によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。
- ※書面や日本語でのご意見が難しい場合は、下記「9. 問い合わせ先」までご相談ください。

（書式例）

近江八幡市 市民部 人権・市民生活課 へ

件名：「男女共同参画おうみはちまん2030プラン（素案）への意見」

住 所：

名 前：

電話番号：

（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名）

意 見：

・〇ページ 〇行目 〇〇について

意見内容

※ページ番号・行数、項目や意見内容など、どの部分に対するご意見なのかわかるように明記ください。

8. 意見に対する考え方の公表

提出いただいたご意見については取りまとめ、市の考え方と併せて、市ホームページ、情報公開コーナー及び人権・市民生活課にて公表します。

- ・類似のご意見については、集約させていただくことがあります。
- ・提出いただいたご意見に対する個別の回答はできません。また、匿名のものや本件とは関係ないと思われるご意見に対しては、考え方が示せませんので、ご了承ください。
- ・提出いただいたご意見の原稿は、返却しません。
- ・提出いただいたご意見を参考にして、市の計画として最終決定し、公表します。

9. 問い合わせ先

〒523-8501

滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

近江八幡市 市民部 人権・市民生活課

電 話：0748-36-5566

ファックス：0748-36-5553

Eメール：011402@city.omihachiman.lg.jp